

論壇

# シェアリングエコノミー取引の特徴から生ずる税の問題点と課税制度のあり方



野澤理恵【中野】

## 1. はじめに

近年、インターネット上のフリーマーケットサイトやマッチングサイト（プラットフォーム）を通じて個人等が財・サービスを提供する、シェアリングエコノミーが拡大している。2021年度の日本におけるシェアリングエコノミーの市場規模は2兆4198億円

であり、2030年度には7兆6455億円（ドラッグストアの市場と同程度）になると予想されている<sup>1</sup>。

本稿ではシェアリングエコノミーの特徴から生ずる問題点から課税制度のあり方を考える。

## 2. シェアリングエコノミーの課税関係

シェアリングエコノミー取引には財・サービスの提供者、それらの購入者、プラットフォームの運営者であるプラットフォームの三者が存在する<sup>2</sup>。

シェアリングエコノミーにおいて提供される財・サービスには以下のようなものがあり、括弧内は代表的なプラットフォームである。提供者の収入の一部は確定申告が必要であり、購入者には一定の場合、源泉徴収や支払調書提出の義務がある。

- ・空間：空き家や空きスペース、駐車場等を貸し出す（Airbnbなど）
- ・移動：車や自転車の貸し出し、またこれらを持つ人による食事や買い物の配達（Anyca、Uber Eatsなど）
- ・モノ：中古品の売買、使っていないモノを貸し出す（メルカリなど）
- ・スキル：仕事や家事・相談等を、発注・受注する（クラウドワークス、タスカジなど）

## 3. シェアリングエコノミー独特の課税問題

シェアリングエコノミーでは財・サービスの授受と代金の決済が確実に行われることが重要で、取引相手がこの誰かという問題は問題ではないため、匿名取

引が基本である。提供者と購入者は匿名のままプラットフォームを介して連絡を取り合い、代金を決済し、モノの配送ですら匿名で行っている<sup>3</sup>。個人情報

人に開示せずに安心して取引ができることがこの新しいビジネスの拡大要因でもあるが、匿名取引は課税上の問題を引き起こす原因のひとつにもなっている。

(1) 提供者の所得の課税も

額は1208万円であった。源泉徴収義務の履行の難しさ

源泉徴収の限定列挙に該当する報酬・料金であるならば、購入者は提供者本人から住所氏名、マイナンバー等の情報を取得して、提供者が個人か法人か、居住者か非居住者かを把握し、源泉徴収義務の有無や税率を判断しなければならぬ。

しかし、シェアリングエコノミーでは提供者情報の取得自体がそう簡単ではなく、また提供者が非居住者であってもそのことを意識せず利用できる。購入者には源泉徴収もれのリスクが潜んでいるといえる。

## 4. プラットフォーマーに対する情報照会制度

シェアリングエコノミーの取引当事者はあくまで提供者と購入者であるため、現行制度では仲介者であるプラットフォームに源泉徴収義務や支払調書作成の義務はない。しかし財・サービスの提供者の個人情報や取引の履歴を一括して保有しているのはプラットフォームである。

そこで令和元年度税制改正正において国税通則法74条

の7の2が新設された。これは国税当局がプラットフォームに対し、納税者情報の提供の協力を任意で求めることができることや、一定の高額・悪質なケースについて納税者の氏名や住所等の報告を強制力をもって求めることができるという、情報照会の手続きが整備されたものである<sup>4</sup>。しかしこれにも三つ問題点がある。

一つ目は、財・サービスの提供者はプラットフォームに氏名、住所、報酬を受け取る口座の情報を登録しているが、本人確認が義務付けられていないため、情報の信頼性が担保されていないこと。

二つ目は、情報収集は課税当局側から個別に行う必要があり、効率的とはいえないこと。

三つ目は、国外プラットフォームに対しては情報照会ができないことである。

## 5. 海外の例

海外では主にタックス・ギャップ（本来納付されるべき税額と実際の納税額との差額）をできる限り解消する目的で、プラットフォームに対して納税義務や報告義務を課す流れになってきている。

また、民泊のプラットフォームであるAirbnb社

は、自治体と連携し、購入者から徴収した宿泊税等の納税を提供者に代わって行っている。このことは確実な徴税という面から自治体のメリットが大きいが、財・サービスの提供者にとっても面倒な申告納税の手間が省けるというメリットがある。

また、源泉徴収義務を負う者から徴収した宿泊税等の納税を提供者に代わって行っている。このことは確実な徴税という面から自治体のメリットが大きいが、財・サービスの提供者にとっても面倒な申告納税の手間が省けるというメリットがある。

## 6. 提言

財・サービスの提供者（申告納税者）と購入者（源泉徴収義務者）の利便性の拡大と適正課税の実現のために、プラットフォームによる財・サービスの提供者と課税庁の両者に対する資料情報の提供と、プラットフォームによる源泉徴収を提案したい。

(1) 資料情報の提供

プラットフォームから課税庁に対して支払調書のような資料情報が提供されれば、情報の効率的な収集が実現する。またこの支払調書を納税者に対してe-Taxに取り込み可能な電子データで提供すれば、確

定申告の利便性は非常に高まるであろう。そのためにはプラットフォームによる提供者の本人確認が不可欠である。銀行口座や金融資産の保有については金融機関による本人確認が義務付けられているように、シェアリングエコノミーについても同様の措置が必要となってくるであろう。

## 7. おわりに

経済社会は、たくさんのお金を稼いでモノを大量に所有し廃棄するという形から、シェアを使ってより効率的に、また環境にも配慮して生活するという形へと変わりつつある。

プラットフォームによる源泉徴収には様々なハードルがあるが、シェアリングエコノミーの成長を税制が阻害しないよう配慮しつつも、税の公平性を実現できる制度を検討していくことが重要であると考える。

株式会社情報通信総合研究所・一般社団法人シェアリングエコノミー協会の共同調査「シェアリングエコノミー関連調査2021年度調査結果」

プラットフォーム自身

が財・サービスの提供者

となるものもある

が、本稿は取引の当事者

は提供者及び購入者であり、プラットフォームは需給のマッチングや対価の決済等を行っているものを対象として述べてい

1 シェアリングエコノミーは取引開始から終了までの時間が極端に短い、初めての相手との一度限りの匿名取引を可能とした。購入者は財・サービスの提供者と特に密接な関係があるとはいい難いが、プラットフォームと提供者は近い関係にある。

2 財務省「令和元年度税制改正の解説」858頁

3 金子宏「租税法（第24版）」（弘文堂、2021年）1018頁（最判昭和37・2・28）

4 財務省「令和元年度税制改正の解説」858頁